各 位

会 社 名 株式会社 オ プ ト ロ ム 代表者名 代表取締役社長 竹下 俊弘 (コード番号: 7824 名証セントレックス) 問合せ先 経営企画室長 安坂 健太郎 (電話番号 0 3 - 5 5 1 0 - 7 7 0 8)

上場廃止後の当社株式の取扱いに関するお知らせ

当社株式は、平成27年10月1日(取引最終日は平成27年9月30日)をもちまして、株式会社名古屋取引所セントレックス市場において上場廃止となります。これに伴い、平成27年9月30日の取引をもって株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場における当社株式の取引が終了いたします。上場廃止後は、株式市場において売買することができなくなり、相対取引(当事者間での直接取引)のみとなります。つきましては、上場廃止後の当社株式の取扱いに関し、下記のとおりお知らせいたします。株主の皆様には多大なご迷惑とご不便をおかけすることを心よりお詫び申しあげます。

1. 上場廃止後の株主名簿管理について

当社の株主名簿管理人であります三井住友信託銀行株式会社との株式名簿管理人委託契約は、当社株式の上場廃止に伴い解除する運びとなりました。従いまして今後の株主名簿管理に関しましては、当社にて行うこととなりました。

なお、当社は株券不発行会社となっており、上場廃止後も引き続き株券の発行は予定しておりません。 上場廃止時の最終の株主名簿確定作業完了には約1ヶ月を要する予定となっており、その間は株主様の 本人確認が出来ないことから、名義変更等に関する各種お手続きに関しましては、株主名簿確定作業の完 了する10月下旬頃となりますことをご了承くださいますようお願い申しあげます。

2. 当社株式取扱規則に関する主な変更点(変更予定内容)

- ・株式会社証券保管振替機構による当社株式の取扱が廃止となり、これに伴い各証券会社での取り扱いも 出来なくなることから、原則として各種請求・届出書等への実印による押印及び印鑑証明書の添付によ り、株主様の本人確認及び株主様ご本人からの意思表示の確認とさせていただきます。
- ・株主名簿管理人委託契約の解除により、今後の当社株式に関するお手続き並びにお問い合わせ窓口が下 記のとおり変更になります。
- ・株券電子化時に発足した特別口座(電子化時に証券会社へ取引口座を開設されなかった株主様の株式を対象に管理する口座)についても廃止となりますが、株主名簿に記載されておりますので、株主様としての権利は失われません。

3. 株主名簿記載事項の変更に関する今後のお手続きについて

- ・名義、住所等の各種変更手続きに関しては、当社所定の「変更届」に必要事項を記載及び実印を押印の 上、印鑑証明書(交付日から6ヶ月以内の原本)及び変更を証明する各種必要書類を添えてご提出くだ さい。
- ・上記の諸手続きに関しましては、株主名簿確定作業の完了する10月下旬頃までお待ちいただきますようお願い申しあげます。なお、各種請求書式に関しましても株主名簿確定作業完了次第、当社ホームページ(http://www.optrom.co.jp/)にてその旨をご連絡させていただきます。

【当社株式に関するお問い合わせ、請求、各種届出窓口】

<平成27年10月16日まで>

住所:〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

担当:三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話:0120-782-031 (土・日・祝祭日を除く9時から17時まで)

<平成27年10月19日以降>

住所: 〒989-3124 宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地

担当:株式会社オプトロム 管理部

電話: 022-392-3711 (土・日・祝祭日を除く9時から17時まで)

4. 売買に関する今後のお手続きについて

上場廃止後、当社株式は株式市場において売買することができなり、売却を希望される譲渡人様と買受を希望される譲受人様との間で売買する相対取引のみとなります。株券が無い状態での相対取引となるため、譲渡人様の株主様確認を担保する必要から、確認方法及び名義書換請求の方法を以下のとおりといたします。

- ・譲渡人様より当社宛に「株主名簿記載事項証明書請求書」に必要事項の記載及び実印を押印の上、印鑑 証明書(交付日から6ヶ月以内の原本)を添えてご提出ください。
- ・当社受理後、記載事項並びに株主名簿を確認の上、「株主名簿記載事項証明書」を発行いたします。1~ 2週間程度お時間を頂く場合がございます。
- ・当社株式を譲渡する場合は、譲渡人様と譲受人様の間で株式譲渡契約締結後、「名義書換請求書」に名義 書換を行う株式数を明記し、譲渡人様並びに譲受人様の連署及び各々実印を押印の上、当社にて発行い たしました「株主名簿記載事項証明書」と各々の印鑑証明書を添えてご提出ください。「名義書換請求書」 記載内容及び添付書類を確認後、名義書換手続きを行います。

以上